

令和4年

第9回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年8月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第9回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第9回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年8月31日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

2番	中村孝幸	3番	齋藤正人	4番	曾我憲司
5番	渡辺隆	6番	上松千恵	7番	本間多佳子
8番	皆川光浩	10番	齋藤瑞穂	11番	菅井茂
12番	渡邊悟	13番	笠原尚美	14番	小林章男

○推進委員

1番	渡邊聡	3番	圓山徳明	5番	那須野一吉
6番	五十嵐和則	7番	小林隆司	8番	伊藤剛栄
9番	齋藤広範	10番	長谷川政男	11番	松崎学

3 欠席委員

○農業委員 1番 本田 充 9番 阿部 萬紀夫 15番 見尾田 正行

○推進委員 2番 辻 繁雄 4番 塩田 亨

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	野崎 耕一
主幹	山崎 一之
主幹	杉山 真紀

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 事業計画変更の承認について
日程第8	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第9	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 日程第10 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について
日程第11 議案第6号 実勢賃借料の情報提供について

8 審議の結果は次のとおりである。

- 議長（笠原） それでは定刻となりましたので、ただ今より令和4年8月定例総会を開会いたします。
本日は見尾田会長が体調不良により欠席のため、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。
只今の出席委員は12名です。定足数に達しております。
本日の欠席委員は1番 本田委員、15番 見尾田委員、9番 阿部委員、の3名です。
推進委員の欠席は、2番 辻推進委員、4番 塩田推進委員の2名です。
それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。
議事録署名委員には、4番 曾我委員、8番 皆川委員、10番 齋藤委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
- 委員 （「異議なし」の声）
- 議長（笠原） 異議なしと認めます。議事録署名委員を、4番 曾我委員、8番 皆川委員、10番 齋藤委員にすることに決定いたしました。
続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。
会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委員 （「異議なし」の声）
- 議長（笠原） 異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。
本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、野崎係長、山崎主幹、杉山主幹であります。
それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。
- 事務局（野崎） 議案書の1ページをご覧ください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。
今月は1件です。
契約内容は、受付番号15番 農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約です。
解約事由は、贈与のためです。
そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。
以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。
- 議長（笠原） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」 の声)

議長 (笠原) 質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いいたします。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書
の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
野崎係長、お願いいたします。

事務局 (野崎) 議案書の3ページをご覧ください。
報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明
をいたします。
受付番号2番、申請者は記載のとおりです。
土地の所在が保田字中道(なかみち)、地目、台帳・現況がともに畑、地積
が22㎡、これを含めまして合計3筆で77㎡です。新地目が宅地です。
申請理由は、申請地は20年以上前、父の時代から弟の宅地の一部として
利用されており、農地としての利用も難しい場所であるため、農地台帳から
除外をお願いするものです。
申請地の確認状況は、令和4年7月26日に農業委員4名と事務局3名で
確認してまいりました。
申請地は住宅地の中にあり、現在も木々が茂り、伐採や伐根による農地回
復は困難であると確認いたしました。
農地区分は、住宅が連たんしている場所であることから、第3種農地と判
断しました。
場所につきましては、4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区の上南郷(かみなんごう)になります。国道49号 原町交差点
から五泉方面に500mほど進み、新江用水路を渡った西側付近になります。
6ページの更正図に申請地3筆を濃く塗りつぶして表示しております。
従いまして、県の通知により事務局長専決による事務処理を行い、証明書
を交付したことを報告いたします。

議長 (笠原) 事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが…。申し訳あり
ません。もう1件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (野崎) はい、すみません。もう1件、続きまして7ページをご覧ください。
受付番号3番、申請者は記載のとおりです。
土地の所在が羽多屋字山ノ下(やまのした)、地目、台帳・現況がともに
田、地積が1,230㎡です。新地目は山林です。
申請理由は、申請地は長年にわたり耕作しておらず、現在は山林状態で雑
木が繁茂しており、隣地も同様の状態です。農地として復旧するには、周囲
の状況や土地の形状から見ても、継続的な利用は困難であるため、農地台帳
から除外をお願いするものです。
申請地の確認状況は、令和4年6月24日に農業委員5名と事務局3名で
確認してまいりました。申請地は、山の斜面ふもとに位置しており、木々が
生い茂り、耕作できる状態ではありませんでした。農地として復旧するには、

木の伐採、伐根、整地が必要で、極めて困難な状態であることを確認いたしました。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。

場所につきましては、8・9ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区の羽多屋集落になります。国道290号 籠田集落から北の羽多屋集落その北側になります。

10ページの更正図に申請地を濃く塗りつぶしで表示しております。

これに伴いまして、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（笠原）

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては現地調査を実施しておりますので現地確認報告をお願いするところですが、2番案件につきましては、私、笠原が現地確認報告をすることとなっております。しかし、本日、職務代理として議長をさせていただいておりますので、事務局からの報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、3番案件について、7番 本間委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（本間）

7番 本間です。こちらは事務局の報告どおりで、6月の現地確認に行っ
てまいったところですが、9ページの案内図、10ページの更正図の申請地と
いうところを見ていただいても、山林ということで、致し方ないという場所
でしたので、問題ないかと思えます。なおも、みなさま方の慎重なるご審議、
よろしく願いいたします。

以上です。

議長（笠原）

ありがとうございました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（ 「なし」の声 ）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、日程第5 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付につ
いてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号6番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が山口町一丁目、地目、台帳・現況がともに畑、地積210㎡
です。

転用目的が住宅建築用地です。

許可年月日、許可番号が令和4年3月1日、阿農委第503046号です。

申請地の確認状況は、8月5日に地区担当委員含む農業委員3名と事務局

で確認してまいりました。敷地造成工事及び建物の基礎工事が完了している場合、転用目的の実現が確実とみなしても良いとされております。

場所につきましては、12・13ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区山口町一丁目になります。国道49号、中山口バス停付近の信号機から南側に200mほど進んだ場所に位置しております。

14ページには更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

当該地は今年3月に許可している場所です。養生幕に覆われておりましたが、外壁もほとんど施工されておりました。担当委員からも計画どおり使用されていると確認しましたので、地区担当委員含む農業委員と協議の上、8月9日付で交付したことを報告いたします。

以上で報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（笠原）

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

14番 小林委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（小林）

14番 小林です。ただ今、事務局のご報告のとおり、去る8月5日、私を含め、皆川委員、齋藤委員の3人と事務局の計4人で現地調査を行ってまいりました。今ほど事務局の説明にあったとおり、もうすでに工事用加工も終わり、中の造作をやっている状態でありました。何ら間違いはないものとして確認はしてまいりましたけれども、皆さんの慎重なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長（笠原）

ありがとうございました。

報告案件ではございますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が2件、5筆、合計面積が4,725㎡です。

内容について説明します。

受付番号13番、大室字王ヶ峰（おおがみね）、地目、台帳・現況がともに畑、地積530㎡、これを含めまして合計4筆で3,942㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与です。

受付番号14番、南沖山字江上（えがみ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積783㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（笠原）

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書17ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。

受付番号4番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在が荒屋字塚ノ畑（つかのはた）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍が823㎡の内300㎡です。

当初計画内容も、記載のとおりで変更は有りません。

事業計画変更の理由ですが、令和3年9月1日付け阿農委第503023号で一時転用許可を得て、仮設の工事現場事務所として使用していますが、工事期間が延長になるため、利用期間を令和4年10月31日まで延長をお願いするものです。

期間の変更は記載のとおりです。
場所につきましては、18・19ページの位置図・案内図をご覧ください。
国道49号で、亀田製菓(株)水原工場を過ぎ、安野川を渡った東側に位置
します。
20ページの更正図では斜線で申請地を表示しております。
21ページには土地利用計画図を添付しております。申請地には現場事務
所と仮設トイレを設置し、残りのスペースは駐車場として利用します。
22ページは現場事務所の平面図・立面図を掲載しております。
以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員
の1番 本田委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。
これから審議に入ります。
議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたら
お願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のと
おり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案の
とおり承認することに決定いたしました。
続きまして、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書23ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いた
します。
受付番号21番、所有権移転による永久転用です。
譲受・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が山口町一丁目、地目、台帳が畑、現況が田、地積が169㎡
です。
転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間は、令和4年9月15日から令和5年3月30日まで。
農地区分につきましては、申請地は水原地区山口の住宅が連たんしている
区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。
許可基準は、許可可能であります。
転用事由は、申請人は妻の実家に居住していますが、今後、子ども部屋も
必要となるため、当該地を購入し住宅を建築するものです。

場所につきましては、24・25ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区山口町一丁目になります。報告第3号の住宅の東隣りになります。

26ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

27ページは平面図、28ページは土地利用計画図・排水計画図です。雨水は道路側溝へ、生活雑排水は下水道へ流す計画です。

続きまして、29ページになります。

受付番号22番、使用貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が山寺字家の下（いえのした）、地目、台帳・現況がともに田、地積443㎡です。

転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年9月10日から令和5年2月10日まで。

農地区分につきましては、申請地は笹神地区山寺集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、現在の居住地は山に接して土砂災害等の危険が心配なことと、子どもが大きくなり手狭になったため、母の所有する当該地に住宅を建築するものです。

場所につきましては、30・31ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区大室集落の東側に山寺集落があり、そこを通る県道470号に申請地は面しています。案内図の申請地の北東に現在の家があります

32ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

33ページは土地利用計画図・排水計画図、34ページは平面図です。雨水は浸透枡へ、生活雑排水は北東側の道路から下水道へ流す計画です。

続きまして35ページになります。

受付番号23番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が山崎字堅田（かただ）、地目、台帳・現況がともに田、地積787㎡です。

転用目的は駐車場用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年9月12日から令和4年12月31日まで。

農地区分につきましては、申請地は山崎集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

転用事由は、申請者が運送用車両及び従業員車両のスペース確保のため、当該地を駐車場として、造成を行い使用するものです。

場所につきましては、36・37ページの位置図・案内図をご覧ください。

市役所笹神支所周辺に位置し、道路向いに申請者の店舗があります。

38ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

39ページは土地利用計画図、排水計画図です。事業用トラック4台、従業員の自家用車12台の駐車スペースを整備する計画です。

続きまして40ページになります。

受付番号24番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が六野瀬字南郷、地目、台帳・現況がともに田、地積が1,880㎡、これを含めまして合計8筆で8,626㎡です。

転用目的は資材置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年9月15日から令和7年9月14日まで。

農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ですが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

許可基準は、一時転用であり許可可能であります。

転用事由は、申請地は以前、資材置場として一時転用の許可を受けていた箇所です。既に資材置場として使用しており、始末書とともに申請するものです。

場所につきましては、41・42ページの位置図・案内図をご覧ください。

磐越自動車道安田インターチェンジの南東になります。●●●●の工場奥に位置しています。

43ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

44ページは土地利用計画図です。

なお、借り人から六役会議に出席いただき、状況の説明をしていただいた後、農業委員長から厳重注意をいたしております。

続きまして、45ページになります。

受付番号25番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が久保字用水林（ようすいりん）、地目、台帳・現況がともに畑、地積16,401㎡、これを含めまして合計4筆で21,943㎡です。

転用目的はキャンプ場及びドッグランで、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年9月16日から令和4年10月31日まで。

農地区分は、農用地区域外にある農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない農地であり、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。

転用事由につきましては、申請者の事業拡大により、経営の安定化を図るため、当該地を転用し計画するものです。

場所につきましては、46・47ページの位置図・案内図をご覧ください。

48ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

49ページは土地利用計画図・排水計画図です。

続きまして、50ページになります。

受付番号26番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が南安野町、地目、台帳・現況がともに畑、地積が379㎡です。

転用目的は個人住宅建設用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、許可日から令和5年2月28日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請人は実家4人で阿賀野市にて借家住まいしております。

子どもが大きくなり、学校から近い場所を条件に選定し、当該地に個人住宅を建てるものです。

場所につきましては、51・52ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原駅の北側すぐの場所になります。

53ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

54ページは土地利用計画図・排水計画図、55ページは平面図です。雨水は道路側溝へ、生活雑排水は下水道へ流す計画です。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

説明を終わります。

- 議長（笠原） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
22番、24番案件について、4番 曾我委員より現地確認報告をお願いいたします。
- 委員（曾我） 4番 曾我です。まず、29ページ、受付番号22の案件です。今月24日に、農業委員4名と事務局2名で現地調査を行ってまいりました。33ページをご覧ください。申請建物の図面がございますが、右側が水田となっておりますけれども、その境界につきましては、雨水が流れないように工夫するというで伺っております。また、下の面、左の面につきましてはU字構が通っておりますので、そちらのU字構を活用すると聞いております。
以上、問題がないということで確認してまいりました。
続きまして、受付番号24番、42ページ、43ページの申請地につきまして、現状、資材置き場となっております。こちらは事務局の説明のとおり、六役会議にて、ご本人様の方に厳重注意を受けているということで、こちらの方も問題ないということで確認してまいりました。
以上でございます。
- 議長（笠原） ありがとうございます。
続きまして、26番案件について、10番 齋藤委員より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（齋藤） 10番 齋藤です。それでは報告いたします。現状は畑という状態だったんですけども、隣地とか境とかとの話し合いもきちんとされており、盛土をしたり、ブロックを積むということで、何ら問題はないと見てまいりました。
以上です。
- 議長（笠原） ありがとうございます。
なお、21番及び23番、25番案件についても現地調査を行っておりますが、現地確認委員の1番 本田委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。
それでは、これから審議に入ります。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
- 委員 （「なし」の声）
- 議長（笠原） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
- 委員 （「異議なし」の声）
- 議長（笠原） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎主幹 —

議長（笠原） 続きまして、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

山崎主幹、お願いします。

事務局（山崎） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

まず、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。賃貸借権の設定1件の、13筆、18,830㎡です。議案書については57ページからとなっております。この賃貸借権設定は更新案件ですので、説明を省略させていただきます。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、農業に常時従事することと認められること、利用権の設定等を受けた後において、農業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者等との適切な役割分担のもと、継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること、利用権を設定する土地について、関係管理者すべての同意を得られていること、の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（笠原） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（笠原） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（笠原） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用

土地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長（笠原） 続きまして、日程第10 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 議案書59ページからになります。ご覧ください。
議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について説明いたします。
このたび、阿賀野農業振興地域整備計画で、農用地利用計画の変更（用途変更）3件について、阿賀野市長から当委員会の意見を求められましたのでご審議願います。
農機具格納庫建設のため等により用途変更をするものです。
これから阿賀野農業振興地域整備計画の担当課であります農林課 酒井農林企画係長から概要説明がありますのでよろしくをお願いします。

議長（笠原） ありがとうございます。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 農林課 酒井農林企画係長 —

議長（笠原） それでは引き続き、担当課の説明をお願いいたします。
農林課 酒井農林企画係長、お願いいたします。

農林課（酒井） 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について、ご説明をさせていただきます。
59ページをご覧ください。
1件目は農業振興地域整備計画の変更（用途変更）です。
農機具格納庫建設のため、上高関で2筆907㎡、所有地の用途変更となります。●●●●●については地域の担い手として営農を継続しており、今後も経営規模拡大をする見込みです。既存の農機具格納庫では手狭となり、作業効率が悪いことから新たに農機具格納庫を建てることで体制を強化し、更なる規模拡大を目指すものです。
集落の周辺の白地で用地を探しましたが、申請地に既に農機具格納庫があることから、1カ所に集約することで、効率的な農作業が見込めることから、やむを得ず農用地区域内の本地を選定し計画したものです。
変更理由につきましては、法第13条第1項、「その他情勢の変化の推移」によって用途変更を伴う農業用施設が必要となったため、農用地利用計画の変更を行うものです。
69ページをご覧ください。土地利用計画図になります。⑤の農機具格納庫を新設予定です。
本件は管理農道に面した農地を必要最小限に利用するもので、農地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。
戻りまして、60ページをご覧ください。
2件目も農業振興地域整備計画の変更（用途変更）です。
乾燥調製施設・農機具格納庫建設のため六日野で1筆1,520㎡、所有

されるということも含めまして、現在のこの位置が妥当ではないかということで、確認してまいりました。続きまして147番(2)の案件でございます。60ページの案件につきまして、六日野の案件です。73ページをご覧ください。申請地が四角で囲んだ73の13番になりますけれども、ご本人様の建設予定地の回り、左側が83、上部の方が15、16という地番になっておりますけれども、こちらもすべて●●●の場所になっておりますので、建設を予定されるうえで、騒音、粉塵等の支障は限りなく問題はないのではないかとということで現地を見てまいりました。以上でございます。

議長（笠原） ありがとうございます。
 続きまして、147番(3)の案件について、10番 齋藤委員より現地確認報告をお願いします。

委員（齋藤） 10番 齋藤です。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。場所は今、県の事業で使用中のため、表土や資材が置かれてあるのですが、この許可がおりしだい、そちらの方は撤去するというで聞いてまいりました。隣地は、農地は用水に囲まれていて、民家にも接していたりしないので、何ら問題はなく見てまいりました。以上です。

議長（笠原） ありがとうございます。
 現地確認報告が終わりました。
 これから審議に入ります。
 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
 よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（笠原） 質疑なしと認めます。
 お諮りします。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について、同意することで、意見書を交付することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（笠原） 異議なしと認めます。
 したがって、議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について、同意することで意見書を交付することに決定いたしました。
 ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 大瀧次長 —

 続きまして、日程第11 議案第6号 実勢賃借料の情報提供について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
 大瀧次長、お願いします。

事務局
（大瀧） それでは、議案第6号 実勢賃借料の情報提供につきまして、ご説明申し上げます。別冊でございます。よろしくご説明申し上げます。

はじめに議案資料1ページ目をご覧ください。令和4年度の賃借データ収集、さらに分析にあたっての考え方でございます。昨年度と同時期でございます3年の6月から今年4年の5月を抽出範囲といたしまして、賃借のデータ全8,999筆を収集、分析のうえ、実勢賃借料の情報提供のための情報提供地図の作成をいたしました。分析の結果につきましては、資料1ページ目のご覧の表のとおりでございます。

1ページ目の裏面でございますが、各農業委員会が行いますこの賃借料情報の提供につきまして、その根拠法令と運用通知の内容を記載させていただいております。運用通知の内容によりまして作成をいたしました。資料で言いますと2ページ目になります。データのものになりますが、阿賀野市内農地賃借情報としております情報提供の地図でございます。こちらの公表、及び周知につきまして本日の総会でお諮りをし、ご承認をいただいた後、市長への報告また阿賀野市ホームページへの掲載、そして市内の関係機関でございます農協さん、農林課及び当事務局の各窓口にお問い合わせ資料として設置、または設置依頼を行う予定しております。

また、この地図につきましては、広報あがのの10月1日号に掲載をし、市内に全戸配布ということで、広く周知をする予定としております。その地図の裏面でございますが、左側になります全国農業新聞そして農業者年金の情報、さらに右側には現在適用期間でございますが、阿賀野市の農作業労務標準賃金表を記載しております。この両面刷りにつきましては、関係機関窓口設置用でありまして、申しあげました市長報告及びホームページ掲載または広報あがのの掲載につきましては表面の情報提供地図のみということで予定をしております。

その地図の左上の方に記載しておりますけれども、最後の方に「賃貸借契約にあたっては圃場条件または現在の農業情勢を考慮の上、貸し手、借り手両方で協議をし賃借料を決定していただきたい」旨を例年同様明記をさせていただいております。

分析の状況につきましては、最後の資料3ページ目をご覧ください。参考資料でございます。田の賃借といたしましては、3ページ目左上から安田地区、その下に笹神地区とさせていただいております。2地区につきましては1から3の地区区分ということで分かれております。右上にいきますと水原地区、その下に京ヶ瀬地区としております。こちら2地区についてはいずれも全体で1区分ということでなっております。京ヶ瀬地区の一番下の方には、市全体ということでございますが、畑の賃借ということで、例年同様の地区分けを記載をさせていただいております。

小作料の支払いにつきましては、現金と物納の2種類となります。地域によってですね、現金と物納の割合が異なっております。また、最低、最高額を前年と比較した場合には、地域によっては増も減も生じておりますが、ただ、平均額を前年と比較させていただきますと、田全体といたしましては値上がりもしくは同額の推移の結果ということになっております。現金払いにつきましては、安田1地区でございますが、700円、安田の2地区は1,100円のいずれも値下がり、安田3地区につきましては事例がございませんでした。

笹神1地区につきましては700円の値下がり、同2地区につきましては昨年と同額、笹神3地区につきましては、700円の値下がりということでございます。

水原地区につきましては、昨年と同額、京ヶ瀬地区につきましては200円の値下がりとなっております。

物納につきましてはでございますが、安田1地区は1kg、2地区は8kgとともに減少と、3地区は事例がございません。笹神1地区でございますが、1

9 kg、2 地区は 2 kg とともに減でございます。笹神 3 地区につきましては昨年と同様、水原地区は 2 kg の減、京ヶ瀬地区は昨年と同様という結果になっております。

田の賃借全体といたしましては、現金払いが 5 7 4 筆の増でございます。物納が 3 7 8 筆の減となっております。比較で、合計で申し上げますと、1 9 6 筆、約 2 4 ha が賃借事例数としては増加となっております。全体の 9 2. 1 % が金額による契約でございます、物納は 7. 9 % と、昨年と比べて物納の割合が 4. 5 % 下がっておる傾向でございます。

畑につきましては、事例数が年々少なくなっております、事例件数といたしましては、3 2 件と昨年よりも 2 9 件の減ということになっております。

賃借料といたしましては、昨年比ですが、4 0 0 円の値上がりという結果になっております。

以上、議案第 6 号 実勢賃借料の情報提供について、説明を終わります。

議長（笠原）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第 6 号 実勢賃借料の情報提供について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員

（「なし」の声）

議長（笠原）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 6 号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（笠原）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

－ 1 4 時 2 8 分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年8月31日

議事録署名委員 4番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩

議 長
農業委員会会長職務代理者 ⑩